平成17年　9月1日　No. 147

〒491-0041　一宮市文京1丁目4-6
TEL　0586-73-8707　Fax　0586-73-8870
メールアドレス　magokoro@owari.ne.jp
ホームページ　http://www.owari.ne.jp/~magokoro

まごころ

＝ともに生きる暮らしをめざして＝
特定非営利活動法人
尾張地域福祉を考える会まごころ
まごころ訪問介護事業所
NPO法人まごころ児童デイ

《報告》一宮市委託・家族介護講座閉講
寝たきり体験と介護技術

いい介護につなげるための寝たきり体験講座。介護を受ける側と、介護する側の両方を体験しました。
体験は、濡れたおむつ／縛る／寝かされる／食べさせてもらう食事／リフト入浴でした。

受講生の感想から体験して・・・

おむつも縛られるのも初体験。体験中、寝たきりのお年寄りのことが思い出されてなりませんでした／この体験を職場で生かしたい。

ホームの生活を楽しいものにしていきたいと思いました／貴重な体験でした。当事者にはなれないが、少し近づけたかと思います。

体験をし、介護者の都合に合わせた介護をしていたことを思い知らされました。この体験をしたことを一生忘れません。／

一人で寝かされていると孤独と不安感で生きる気力を無くしていくようでした。優しい言葉がほしいと思いました。／食べさせていただく食事は、唾液も出ず美味しくありませんでした。／

縛られる、縛る行為は悲しい。人権の冒涜（ぼうとく）

父がおむつを外すので、縛られていました。車椅子からも立ってしまうので縛られていました。

在宅ではどうしただろうか。実際の場になってみないと分からない。

～～～～～～～～～

以上のように、受講生の感想は、体験されて何かを感じ取っていただけたと思われるものでした。

拘束について

平成十二年から開始された介護保険制度では縛りを禁じています。また、一年後平成十三年には、全国老人福祉施設協議会は「拘束ゼロへの誓い」を宣言しています。

七回目を迎えた寝たきり体験講座
介護する視点と病む人の痛みを学ぶ

去る、八月二十四日、二十五日、一宮市から委託を受け、一宮市中央看護専門学校にて、家族介護講座「寝たきり体験と介護技術」を実施しました。

今回は、新一宮市誕生後初めての講座であり、尾西、木曽川地域の方々にもご参加いただけ、熱心な受講生を迎えての講座となりました。

午後からは、両日とも日本赤十字社愛知県支部からご指導をいただき、介護技術講座を終えました。

当会が、平成十年から行ってきましたこの講座は、年月を経ても変わることのない、病む人の痛みと介護の重さを知らされるものでした。

介護現場を担う私達は、「介護とは何か」を問い続けなければならないと実感しました。

感謝　この度、Dさんからご寄付をいただきました。心から御礼申し上げます。大切に使わせていただきます。ありがとうございました。

児童デイサービスNEWS

児童デイのケアでプール？

まごころのすぐ隣りには市民プールがあり、無料開放されていて、地域の子どもたちが通っています。

私たちもみんなが行ってるプールに行きたい。当デイでも当然、公園に散歩に出かけるのと同じ様に、地域のプールを利用させて頂きました。

厳しい暑さが続いたこの夏には、市民プールの監視員さんの協力もいただき、楽しい夏とすることが出来ました。

児童デイでのプールは、デイの基本から言えば好ましくないようです。

しかし、児童デイの子どもたちやご家族は、気軽に近所のプールに通えないかも知れません。子どもたちが、地域社会の中で生活出来るようにと言われながらも、みんなが行き交える場所と機会はあまりないようです。

わざわざ、在宅の移動介護を使わなくても、デイの場所で着替えて、隣のプールへ30分、公園で遊ぶ代わりに出かける。その気軽さが日常的にはとても大事です。まごころの児童デイがそのきっかけ作りをさせていただければと、特別でない、夏の間だけの近所の公営プールに出掛けました。

ぜひ、地域の子どもたちと一緒にいきいきした表情を見せている子どもたちにご理解をいただきますようお願い致します。

助け合い事業
宿泊研修を終えて　森林浴効果？

森林浴の癒し効果は人にも分け隔てなく与えてくれています。

8月17日、18日と乗鞍青年の家で宿泊研修に行ってきました。

朝、林の中を散歩中、S君は花を見つめていました。その目は花瓶にさしてある花を見つめる目とは少し違っていました。

この花、共同注視になってました。

自然の中は、すべてが教材でした。

十一月六日の「ふれあい祭り」のバザー用品を集めています。ご協力ください！

No. 60. チェック介護保険・支援費

◆医療と福祉の連携

在宅療養には、医療と福祉の連携がなければ十分な療養が出来ません。

介護の社会化が進み、在宅支援には様々な分野の関係者がその支援の為に訪問をしています。

特に、重篤な療養をされておられる所には、目まぐるしいほどの支援がある場合もあります。

しかし、今の医療福祉制度では、肝心な所で連携が出来ず、現場ではもどかしい思いをしています。

◆訪問看護とヘルパーの同時支援

問題になっているのは、訪問看護とヘルパーが同時に訪問し、身体にかかわるケアにあたることが出来ない、というのです。（ヘルパーが家事援助を行うならば同時訪問も差し支えはない）

しかし、同時に発生することのある医療行為、例えば、頻繁にでる痰の吸引をしながら摘便の対応などは、訪問看護師でも一人では、安全にその処置が出来ません。そこで、ヘルパーの支援が必要な行為として考えられますが、それが制度上行えず、やむなく利用者さんは、有償のケア依頼をされることになります。

妙な所から助け合い活動が利用される事になっているのが現状です。

ただ、地域によっては、地域の判断で必要なサービスとして行われている所もあると聞きます。

福祉の地域格差が顕著になるのは残念なことです。